

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇和島市長 岡原 文彰

市町村名 (市町村コード)	宇和島市 (38203)
地域名 (地域内農業集落名)	岩松地区 <small>(芳原第一・芳原第二・寿町・玉ヶ月・興下町・土原の奥・寺の下・三島拝高・稲中・久保津・下谷・上谷・遠近・熱田・保木・磯・餅之江・干拓・農産・西本谷・行谷・佐近谷第一・佐近谷第二)</small>
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月1日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

就農者の減少により耕作放棄地が増加し、多面的機能が低下するおそれがあるため、生産活動を維持できる就農者、農用地の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

新たな担い手を確保したうえで、地域と担い手が一体となって地域内の農地を維持・管理していく体制を構築する必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。  
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針 若手の従事者や担い手を中心に、集積・集約化に向けた検討を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理機構の存在を就農希望者に教える。
(3)基盤整備事業への取組方針 農地のほとんどが傾斜地で、かつ点在していることもあるが、かような状況に合致するような事業の検討を今後行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 農地基盤整備事業を活用し、農地を拡大することで、一定規模以上の経営体を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 就農者の費用負担の軽減のため、農業支援サービスでの農業機械のシェアリングなどを活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑨本地域は「中山間地域等直接支払制度」を活用しており、同じく本制度を活用している他地域の事例を必要に応じて参照し、適切な農地の維持・管理等について、本地域での取組に生かす。